

## 総合エネルギー企業を目指して

JX 日鉱日石エネルギー（株）  
取締役 専務執行役員

うちだ ゆきお  
内田 幸雄



平素より弊社製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

思い起こせば、東日本大震災が発生したのは、JX 日鉱日石エネルギーが誕生して一年にも満たない昨年 3 月 11 日でありました。あれからすでに一年以上が経過したわけですが、福島第一原発事故への対処も含め、わが国の完全復興はまだ道半ばの状態と言わざるを得ません。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今次震災では、弊社グループも製油所・油槽所を中心に大きな被害を受けました。このため昨年度は、精製-物流-販売のサプライチェーン各部門における震災からの復旧・復興が弊社にとりましてのもっとも大きな課題でありました。まだすべてが完了したわけではありませんが、この課題につきましては、お陰様をもちまして概ねその目処がついたと申し上げてよいかと存じます。この間、お客様をはじめ、関係する方々に多大なるご迷惑・ご心配をお掛けいたしましたこと、心からお詫び申し上げます。

今回の震災は、石油業界のみならず「エネルギー業界全体」という大きな枠組みで考えた場合においても、将来、「3.11 は後戻りの出来ない大きなターニング・ポイントであった」と言われるようになることは間違いのないでしょう。このことは、「わが国の将来のエネルギー・ミックスをどう考えていくべきか」という課題が、わが国が今取り組むべき最も重要なテーマのひとつとして、今日に至るまで新聞・テレビ等で連日採り上げられていることから明らかです。

ではこの課題は、弊社にとってどのような影響をもたらすのでしょうか。私からは、このことについて少し触れたいと思います。

なお本来であれば、わが国の将来のエネルギー構造を考える場合、「原子力発電」をどう位置づけるかについて避けて通ることはできません。ですがこれは国家レベルでの議論の真っ最中であり、ここではあえて触れないことといたします。ここでいうエネルギーとは、「石油・電力・ガス」を指しているにご理解ください。

過去を振り返りますと、わが国のエネルギー供給は、石油（含む LP ガス）・電力・ガスを中心として、その三分野（業界）がそれぞれ別々の枠組みとなり、様々な規制に基づき運営されてきました。これらの枠組みの目的は、国民に対するエネルギーの効率的・安定的な供給であり、その規制には大きく分けて三つの方法、すなわち①「主体制限」、②「設備規制」、③「数量調整」（需給調整）がありました。

まず①「主体制限」とは、その市場に参加できるプレイヤーを限定するということ

です。電力・ガス業界は、そもそも「公益事業」と位置づけられたため、「発電事業」やLNG輸入・気化という「供給事業」、送配電網や導管といういわば「物流事業」、そして「小売販売事業」を、地域ごとに特定の会社に独占的に委ねるといった仕組みとされていることがそれに当たります。

他方、規制緩和前の石油業界においては、(地域ごとではありませんが)精製業への参入を許可制にしたり輸入を認めない手法などで枠組みが作られ、規制されてきました。「利益」という言葉を使って申し上げれば、その事業によって得られるであろう利益を享受できる企業を「限定」ということ・・・これが「主体制限」だったわけですね。

次に②「設備規制」とは、その事業遂行に必要な設備の新設・増設を規制するということです。

過去の石油業界においては、精製設備の新増設やSSの新設などに対する規制がこれに当たり、いわば「利益のポテンシャルの配分」といってよいと思います。

最後の③「数量調整」とは、その事業が、再投資可能な程度は利益を上げられるよう、生産量などを調整し、複数のプレイヤーが存在する場合は、その「配分」も行うということですね。

石油業界でいえば、かつて行われていた原油処理枠やガソリン生産枠といったものがそれですね。このことは、その事業全体の利益(パイ)の大きさを決め、プレイヤーへの配分を決めることにほかなりません。

②「設備規制」や③「数量調整」には、電力・ガス業界の事例は挙げませんでしたが、この両業界のように①「主体制限」の中で地域独占方式を採用した場合、②「設備規制」③「数量調整」は必ずしも必要がないということを意味しています。

以上の考え方は、これら枠組みが作られた当初はそれなりの説得力を持っていたと思われる。なぜならば、(1)これら事業にかかる需要が右肩上がりに増え、その安定供給が国民経済にとって必須と考えられていたこと、(2)電力の送電網やガスの導管を誰でも自由に作ってよいとした場合、多重投資となってしまう、国民経済的な損失につながる・・・などがその背景にあるからですね。

しかしながら現状に照らし合わせてみると、このシステムが今なお本当に全体最適になっているか、良いところもあるかも知れないが、現実には逆に弊害のほうが大きくなっているのではないかと、という疑問が、今回の大震災によって提起された課題であると考えられます。

弊社の本業である石油事業につきましては、1980年代後半から枠組みの見直し・・・つまり「規制緩和」が始まり、1996年の特石法廃止により、前述の三つの規制はなくなり、ほぼ完全に自由化され、今日に至っています。残っている規制といえば、諸外国と協調して行っている「備蓄」、エネルギー供給構造高度化法に基づく「重質油分解能力比率」、そして地球温暖化対策としての「バイオエタノール(バイオガソリン)の利用」程度ですね。

それに対し、電力・ガス事業についてはどうでしょうか。もちろん、これまでも石油業界同様に、自由化に向けた議論はありました。これまでに両事業の「大口需要

家向けの供給・販売自由化」、「一部発電事業への新規参入」、「送電網・ガス導管への託送制度」等については認められてきましたが、業界を守っている基本的な「枠組み」は変更されず、新規のプレイヤーが自由に参入するための競争原理は、十分に機能しているとはとても言えない状況と言えるでしょう。

3・11の大震災を機に、これらについても見直すべきという機運がようやく生まれてきました。現在、電力・ガス事業にかかわる枠組み（システム）をどう改革するべきかというテーマについて、国を中心に様々な委員会が設置され、喧々諤々（けんけん・がくがく）の議論がなされている真っ最中中です。

そんな中、弊社の基本的なスタンスといたしましては、

- ①電気・ガス両事業において、これまで必ずしも明確に規定されていなかった「公益事業」と「非公益事業」を峻別し、
  - ②「公益事業」（電力＝送配電網、ガス＝LNG輸入基地・導管）については、新規参入者が誰でも利用可能な中立性・公平性のある透明な仕組み作りを行うこと、そして
  - ③「非公益事業」（電力＝発電・小売、ガス＝小売）については、競争原理が確実に働く仕組み作りを行うこと、
- が必要と考えています。

即ち、石油・電気・ガスというエネルギー産業間の垣根を極力取り払い、国民経済の観点から独占的に行わざるを得ない事業については「公益事業」と明確に位置付け、参加者に平等にそのサービスを提供させる。その一方で、「公益事業」以外の事業・・・すなわち「非公益事業」については、自由な競争に基づき効率的な事業運営を行うことが望ましいと考えているのです。

今後の具体的なエネルギー政策の在り方につきましては、政府等の検討結果を待つ必要がありますが、大震災を経験した今、より分散化し多様化したエネルギー供給が求められると考えており、結果として石油の重要性が増すことが期待されています。

と同時に、電力・ガス業界においても、従来の大規模な系統供給とは異なった新たな供給形態が必要となるのではないかと思います。

そのためには、これまでの電力・ガスの枠組み（システム）を改革し、新たな枠組みによりエネルギー間の従来の業際（ぎょうさい）を極力低くし、現在のエネルギー供給者のみならず将来の潜在的な供給者も含め、その自由な創意工夫により一層効率化され、消費者にとって利便性の高いエネルギー供給が可能となる方向へ向かうと信じております。

弊社が目指している「総合エネルギー企業」とは、お客様のニーズに応じた形で、様々なエネルギーを供給する企業です。もっと具体的にいえば、原油・天然ガスなどといった一次エネルギーを、ガソリン・灯油・軽油・LPガスといった石油製品はもちろんのこと、電気・都市ガス・熱など、お客様が必要とされる最終エネルギーの形に効率的に変換し、安定的に供給することができる企業・・・それが、弊社が目指す「総合エネルギー企業」の姿であり、是非それを実現したいと考えております。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。